



平成 30 年

第 4 回市議会（定例会）

議 案

荒 尾 市

平成30年第4回荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件名	ページ
議第67号	荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	1
議第68号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	5
議第69号	荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議第70号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	17
議第71号	荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部改正について	25
議第72号	荒尾市道路占用料徴収条例等の一部改正について	29
議第73号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	39
議第74号	指定管理者の指定について（荒尾総合文化センター）	43
議第75号	指定管理者の指定について（小袋工芸館）	45
議第76号	指定管理者の指定について（メディア交流館）	47
議第77号	指定管理者の指定について（みどり蒼生館）	49
議第78号	指定管理者の指定について（福祉関連施設）	51
議第79号	指定管理者の指定について（万田坑関連施設）	53
議第80号	南新地土地区画整理事業1号調整池築造工事請負契約の締結について	55
議第81号	平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）	57
議第82号	平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	139
議第83号	平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）	151
議第84号	平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	163
議第85号	平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	175
議第86号	平成30年度荒尾市水道事業会計補正予算（第2号）	195
報告第7号	専決処分について（損害賠償額の決定）	203

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

市議会議員及び市長選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担制度を導入したいからである。

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第3条中「契約の相手方」を「自動車を貸与する者等」に改める。

第4条中「同条に規定する契約に基づき契約の相手方」を「同条の契約に基づき当該契約の相手方である自動車を貸与する者等」に、「当該契約の相手方」を「当該自動車を貸与する者等」に改める。

第8条を第11条とする。

第7条中「第5条後段」を「第8条後段」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条中「第7条」を「第10条」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第5条 候補者は、第7条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第6条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業

とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第7条 荒尾市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の荒尾市議会議員及び荒尾市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一
部改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一
部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の改定を行いたいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあ

るのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

（荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正）

第7条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
（給与の内払）
- 2 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例の一部改
正について

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の給与改定を行いたいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「埋火葬認可証」を「埋火葬許可証」に、「所内」を「庁内」に改め、同条ただし書中「21,000円」を「22,000円」に改め、同条第1号中「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同条第3号中「2,100円」を「2,200円」に改める。

第16条の8第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の52.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）」を加え、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第16条の8第1項に、「次条において同じ。））」を「次条第1項において同じ。））」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500

5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400

45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				

	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第16条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）」を「100分の55」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第15号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

未婚のひとり親及び指定都市からの転入者について利用者負担額の算定における特例を定めるとともに、熊本県多子世帯子育て支援事業に係る対象者を拡充したいからである。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2及び備考3を次のように改める。

2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

3 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課

税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者並びに4の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

別表第1中備考8を備考9とし、同表備考7中「6」を「7」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定

は適用しない。

- (2) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。
- (3) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第1備考に次のように加える。

- 10 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子どもの利用者負担額は、規則で定める。

別表第2備考3及び備考4を次のように改める。

3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該均等割及び当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該均等割及び当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該均等割及び当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

4 この表において「市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯」とは、市町村民税非課税世帯以外で、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者並びに5の適用により当該所得割の額が0円となる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯をいう。

別表第2中備考13を備考14とし、備考12を備考13とし、同表備考11中「9」を「10」に改め、同表備考11を同表備考12とし、同表備考10中「9」を「10」に改め、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8中「7」を「8」に改め、同表備考8を同表備考9とし、同表中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 この表において「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その計算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。
- (2) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市内に住所を有する者とみなして所得割を計算する。

- (3) 支給認定保護者又は支給認定保護者と同一世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、その者の申請により、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1備考10の規定は平成30年4月1日から、新条例別表第1備考10以外の規定は同年9月1日から適用する。

荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部
改正について

荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

地域生活支援事業の利用料算定において、未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行いたいからである。

荒尾市地域生活支援事業利用料条例の一部
を改正する条例

荒尾市地域生活支援事業利用料条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「免除された者」の次に「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の荒尾市地域生活支援事業利用料条例の規定は、平成30年9月1日以後の利用（日常生活用具給付等事業にあつては、同日以後の申請）に係る利用料について適用し、同日前の利用（日常生活用具給付等事業にあつては、同日前の申請）に係る利用料については、なお従前の例による。

荒尾市道路占用料徴収条例等の一部改正に
ついて

荒尾市道路占用料徴収条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市道路占用料徴収条例等の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

県に準じて、道路占用料等を改定するとともに、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市道路占用料徴収条例等の一部を改正
する条例

(荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 荒尾市道路占用料徴収条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第6号中「公益上」を「市長が特に」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	700
	第2種電柱		1,100
	第3種電柱		1,500
	第1種電話柱		630
	第2種電話柱		1,000
	第3種電話柱		1,400
	その他の柱類		63
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	610
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	380
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱		530
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	26
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			38
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			56
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			75
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			380
外径が1メートル以上のもの		750		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき	1,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			880
	地下に設ける通路			530
	その他のもの			1,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	180
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	1,800

「令」とい う。)第7 条第1号 に掲げる 物件	標識		1年	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	1,000
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕(令第 7条第4 号に掲げ る工事に 関するも のを除く。)	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	180
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		880
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,300	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事に 関する施設及び同 条第5号に掲げる工事に 関する材料		占有面積1平方 メートルにつき 1月	180	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設			130	
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.017 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて得た額	
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.017 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012 を乗じて得た額	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.024 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012 を乗じて得た額	
令第7条	トンネルの上又は高架の道路		Aに0.017	

第 1 1 号 に掲げる 応急仮設 建築物	の路面下に設けるもの	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの	Aに0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得た額

(荒尾市河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 荒尾市河川占用料徴収条例(昭和29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「減額又は」を「減額し、又は」に改め、同条第2号中「公益上」を「市長が特に」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

種目	単位	占用料の額 (年額)
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき	円 1,065
広告塔又は広告板	表示面積1平方メートルにつき	1,770
索道その他の線	長さ1メートルにつき	55
電柱その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)	1本につき	735
	電柱等を設置した者以外の者が、当該電柱等の本柱に電線その他これに類するものを架設した場合における当該本柱1本につき	440
埋設管、架設	外径50センチメートルにつき	80

管その他の管	チメートル未 満		
	外径50セン チメートル以 上	長さ1メートルにつき	140
軌道敷		占用面積1平方メートルに つき	340
通路又は通路橋 (幅員3メートル以下の もの)		占用面積1平方メートルに つき	55
係船用くい		1本につき	135
栈橋		占用面積1平方メートルに つき	85
農地又は採草放牧地		占用面積1平方メートルに つき	9
その他	工作物を伴う もの	占用面積1平方メートルに つき	165
	工作物を伴わ ないもの	占用面積1平方メートルに つき	90

(荒尾市港湾管理条例の一部改正)

第3条 荒尾市港湾管理条例(平成18年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条中「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

(1) 通常使用の使用料

港湾施設の 種類	区分	使用料		備考
		単位	単価	
岸壁及び物 揚場	普通船舶の係留	総トン数 1トン当 たり係留 24時間 までごと につき	5.08円	総トン数が 1トンに満 たない場合 又は総トン 数に1トン 未満の端数 がある場合 は、その満 たない総トン

				数又はその端数の総トン数を1トンとして計算する。
--	--	--	--	--------------------------

備考

- 1 使用料には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。
- 2 この表によって算出される使用料の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 占用の使用料

港湾施設の 種類	区分	使用料		備考	
		単位	単価		
港湾施設用地（道路の敷地を除く。）	電柱、標識その他の柱（以下「電柱類」という。）の設置	1本当たり1年につき	680円	支柱及び支線は1本とみなし、H柱及び人形柱は2本とみなす。	
	電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1年につき	408円	H柱及び人形柱は、2本とみなす。	
	広告塔又は広告板の設置	表示面積1平方メートル当たり1年につき	970円		
	地下埋設管の設置	外径50センチメートル未満	長さ1メートル当たり1年につき	100円	長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又は端数の長
		外径50センチメートル以上	長さ1メートル当たり1年につき	190円	

				さを1メートルとして計算する。
その他の使用	船舶を利用する旅客及び貨物の運送業、移出及び輸出入資材の加工業並びに漁業のための施設（事務所・待合所・貯木場・加工場・網干場等）の敷地に使用するとき	1平方メートル当たり1月までごとにつき	24円	
	その他の目的に使用するとき	1平方メートル当たり1月までごとにつき	29円	

備考

- 1 使用期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りで計算し、1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料については、当該使用料に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 3 この表によって算出される使用料の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1

条中荒尾市道路占用料徴収条例第6条の改正規定、第2条中荒尾市河川占用料徴収条例第4条の改正規定及び第3条中荒尾市港湾管理条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の道路の占用に係る占用料について適用し、施行日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（荒尾市河川占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の荒尾市河川占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後の河川の土地の占用に係る占用料について適用し、施行日前の河川の土地の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（荒尾市港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の荒尾市港湾管理条例別表の規定は、施行日以後の港湾施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正
するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

代謝・内分泌内科の診療内容を明確にするため、標ぼう診療科名
を変更するものである。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第19号を次のように改める。

(19) 糖尿病・内分泌内科

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

指定管理者の指定について

荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号）第19条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾総合文化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 中央設備 ステージ・ラボ共同体
代表者 中央設備工業株式会社 代表取締役 棚橋 史雄
所在地 荒尾市一部2157番地4
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）第13条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 小岱工芸館管理運営共同企業体
代表者 株式会社あんしんC o . , L t d .
代表取締役 與田 正昭
所在地 荒尾市大島町四丁目5番42号
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）第13条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 九州総合サービス株式会社
代表者 代表取締役 尾池 千佳子
所在地 熊本市中央区大江六丁目24番19号
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）第13条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 九州総合サービス株式会社
代表者 代表取締役 尾池 千佳子
所在地 熊本市中央区大江六丁目24番19号
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市総合福祉センター条例（昭和49年条例第25号）第17条第1項、荒尾市ふれあい福祉センター条例（平成5年条例第24号）第16条第1項及び荒尾市潮湯条例（昭和46年条例第7号）第12条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 荒尾市総合福祉センター
 - (2) 荒尾市ふれあい福祉センター
 - (3) 荒尾市潮湯
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会
代表者 会長 丸山 秀人
所在地 荒尾市下井手193番地1
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）第12条第1項、荒尾市万田坑ステーション条例（平成21年条例第3号）第11条第1項及び荒尾市万田炭鉱館条例（平成26年条例第2号）第13条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 三池炭鉱旧万田坑施設
 - (2) 万田坑ステーション
 - (3) 荒尾市万田炭鉱館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 一般社団法人荒尾市観光協会
代表者 会長 山代 秀徳
所在地 荒尾市原万田200番地2
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

南新地土地区画整理事業 1 号調整池築造
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 南新地土地区画整理事業 1 号調整池築造工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 311,040,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊本県荒尾市府本 399 番地
吉村・豊 建設工事共同企業体
代表者 株式会社吉村建設
代表取締役 吉村 厚司 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

平成 3 0 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 7 , 0 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 , 4 2 2 , 4 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,680,000	112,486	5,792,486
	1 地方交付税	5,680,000	112,486	5,792,486
14 国庫支出金		4,240,719	56,014	4,296,733
	1 国庫負担金	3,545,705	31,254	3,576,959
	2 国庫補助金	682,409	23,755	706,164
	3 国庫委託金	12,605	1,005	13,610
15 県支出金		1,954,198	9,042	1,963,240
	1 県負担金	1,297,862	4,116	1,301,978
	2 県補助金	569,609	1,145	570,754
	3 県委託金	86,727	3,781	90,508
19 繰越金		43,067	130,242	173,309
	1 繰越金	43,067	130,242	173,309
20 諸収入		303,139	2,917	306,056
	6 雑入	187,327	2,917	190,244
21 市債		1,215,400	526,338	1,741,738
	1 市債	1,215,400	526,338	1,741,738
歳 入 合 計		21,585,430	837,039	22,422,469

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		204,103	716	204,819
	1 議会費	204,103	716	204,819
2 総務費		1,778,454	12,904	1,791,358
	1 総務管理費	1,297,882	3,793	1,301,675
	2 徴 税 費	254,050	4,462	258,512
	3 戸籍住民基本台帳 費	156,733	746	157,479
	4 選 挙 費	26,173	3,736	29,909
	5 統計調査費	19,011	56	19,067
	6 監査委員費	24,605	111	24,716
3 民生費		10,407,453	139,949	10,547,402
	1 社会福祉費	4,927,767	77,382	5,005,149
	2 児童福祉費	3,856,568	20,998	3,877,566
	3 生活保護費	1,623,114	41,569	1,664,683
4 衛生費		2,423,493	2,456	2,425,949
	1 保健衛生費	511,579	△3,062	508,517
	2 清 掃 費	1,217,068	1,360	1,218,428
	4 上水道費	188,942	4,158	193,100
6 農林水産業費		543,589	8,458	552,047
	1 農 業 費	271,248	8,431	279,679
	3 水産業費	36,432	27	36,459
7 商工費		397,967	610	398,577
	1 商工費	397,967	610	398,577
8 土木費		2,045,879	△2,778	2,043,101
	1 土木管理費	82,013	△2,594	79,419
	2 道路橋梁費	664,991	△1,024	663,967
	5 都市計画費	703,474	635	704,109
	6 住 宅 費	306,237	205	306,442
9 消防費		645,817	1,035	646,852
	1 消防費	645,817	1,035	646,852
10 教育費		1,367,080	663,877	2,030,957
	1 教育総務費	227,037	2,641	229,678
	2 小学校費	327,862	651,329	979,191
	4 社会教育費	235,685	726	236,411
	5 保健体育費	404,053	9,181	413,234
11 災害復旧費		111,094	9,812	120,906

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農林水産施設災害 復旧費	2,380	9,741	12,121
	2 土木施設災害復旧 費	108,714	71	108,785
歳出	合計	21,585,430	837,039	22,422,469

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	2 小学校費	小学校教室用エアコン整備事業費	651,345
10 教育費	5 保健体育費	給食センター整備推進事業費	9,000

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
「広報あらお」印刷製本費	平成31年度	8,121
「広報あらお特別号」印刷製本費	平成31年度	1,815
貴重品運搬警備業務委託料	平成31年度	981
熊本県議会議員選挙手数料	平成31年度	254
熊本県議会議員選挙投票率集計システム利用料	平成31年度	54
熊本県議会議員選挙OA機器借上料	平成31年度	33
荒尾市議会議員選挙選挙投票率集計システム利用料	平成31年度	33
住民情報システム元号改正対応改修委託料	平成31年度	5,028

事 項	期 間	限度額（千円）
生活困窮者一時生活支援事業負担金	平成31年度	1,185
生活困窮者家計改善支援事業負担金	平成31年度	1,795
子どもの学習・生活支援事業負担金	平成31年度	1,781
予防接種費（医薬材料費）	平成31年度	60,999
荒尾市斎場白灯油購入費	平成31年度	437
平成31年度し尿汲取車減車に伴うごみ収集業務委託料	平成31年度 ～ 平成40年度	市が各年度ごとに業務に係る原価計算を行い算出した額の合計額
ごみ収集業務委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	712,048
リサイクル業務委託料	平成31年度 ～ 平成35年度	757,700

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾干潟サイン看板設置委託料	平成31年度	3,799
農地台帳システム元号改正対応改修委託料	平成31年度	670
競馬場跡地民地借上料	平成31年度	18,007
防災情報伝達システム設備整備事業費	平成31年度 ～ 平成32年度	558,800
児童生徒教職員健康診断委託料（尿検査・ピロリ菌検査）	平成31年度	827
モデル校ICT環境整備事業費	平成31年度	15,769
中学校防犯カメラシステム借上料	平成31年度 ～ 平成34年度	1,164
中学校維持管理費（燃料費）	平成31年度	5,822

事 項	期 間	限度額 (千円)
給食配送車購入費	平成31年度	8,615

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額 (千円)	期 間	限度額 (千円)
住民基本台帳ネットワークシステム機器保守料 (平成30年度)	平成31年度 ～ 平成35年度	2,017	平成31年度 ～ 平成35年度	2,405
住民基本台帳ネットワークシステム賃借料 (平成30年度)	平成31年度 ～ 平成35年度	11,995	平成31年度 ～ 平成35年度	14,149
熊本県議会議員選挙・荒尾市議会議員選挙ポスター掲示場設置撤去委託料	平成31年度	6,000	平成31年度	7,200

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
低公害車導入事業	千円 4,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
義務教育施設整備事業	千円 54,800	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるものにつ いて、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件に より、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定する ものによ る。 ただし、市 財政の都合 により繰上 償還をなし 、又は低利 債に借換え すること ができる。	千円 557,900	補正前に同じ			
臨時財政対策	640,000				659,038				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	5,680,000	112,486	5,792,486
14 国庫支出金	4,240,719	56,014	4,296,733
15 県支出金	1,954,198	9,042	1,963,240
19 繰越金	43,067	130,242	173,309
20 諸収入	303,139	2,917	306,056
21 市債	1,215,400	526,338	1,741,738
歳入合計	21,585,430	837,039	22,422,469

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	204,103	716	204,819
2 総務費	1,778,454	12,904	1,791,358
3 民生費	10,407,453	139,949	10,547,402
4 衛生費	2,423,493	2,456	2,425,949
6 農林水産業費	543,589	8,458	552,047
7 商工費	397,967	610	398,577
8 土木費	2,045,879	△2,778	2,043,101
9 消防費	645,817	1,035	646,852
10 教育費	1,367,080	663,877	2,030,957
11 災害復旧費	111,094	9,812	120,906
歳 出 合 計	21,585,430	837,039	22,422,469

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				716
	3,672	4,200	947	4,085
30,274	5,125			104,550
			1,970	486
				8,458
				610
				△2,778
				1,035
25,740	245	503,100		134,792
				9,812
56,014	9,042	507,300	2,917	261,766

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,680,000	112,486	5,792,486
1	地方交付税	5,680,000	112,486	5,792,486
1	1 地方交付税	5,680,000	112,486	5,792,486
14	国庫支出金	4,240,719	56,014	4,296,733
1	国庫負担金	3,545,705	31,254	3,576,959
1	1 民生費国庫負担金	3,484,208	31,254	3,515,462
2	国庫補助金	682,409	23,755	706,164
2	2 民生費国庫補助金	168,185	△1,985	166,200
9	教育費国庫補助金	17,798	25,740	43,538
3	国庫委託金	12,605	1,005	13,610
2	2 民生費国庫委託金	12,287	1,005	13,292
15	県支出金	1,954,198	9,042	1,963,240
1	県負担金	1,297,862	4,116	1,301,978
1	1 民生費県負担金	1,286,332	4,225	1,290,557
5	総務費県負担金	4,803	△109	4,694
2	県補助金	569,609	1,145	570,754
2	2 民生費県補助金	273,437	900	274,337
9	教育費県補助金	7,490	245	7,735
3	県委託金	86,727	3,781	90,508
1	1 総務費委託金	79,605	3,781	83,386
19	繰越金	43,067	130,242	173,309
1	繰越金	43,067	130,242	173,309
1	1 繰越金	43,067	130,242	173,309
20	諸収入	303,139	2,917	306,056
6	6 雑収入	187,327	2,917	190,244

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 地方交付税	112,486	1 普通交付税	
3 児童福祉費 国庫負担金	8,451	1 施設型給付費国庫負担金	
7 生活保護費 等国庫負担 金	22,803	1 生活保護費国庫負担金	
4 児童福祉費 国庫補助金	872	1 子育て支援交付金	
6 障害者地域 生活支援事 業費国庫補 助金	△2,857	1 巡回相談支援事業費国庫補助金	
1 教育総務費 国庫補助金	601	1 幼稚園就園奨励費国庫補助金	
2 小学校費国 庫補助金	25,139	1 小学校施設整備事業費国庫補助金	
1 社会福祉費 委託金	1,005	1 基礎年金事務費交付金	
2 児童福祉費 県負担金	4,225	1 施設型給付費県負担金	
1 総務費県負 担金	△109	1 派遣職員人件費負担金	
4 児童福祉費 県補助金	2,328	1 多子世帯子育て支援事業費県補助金 2 病児保育事業県補助金 3 子育て支援拠点事業県補助金 4 施設型給付費県補助金	472 748 124 984
7 障害者地域 生活支援事 業費県補助 金	△1,428	1 巡回相談支援事業費県補助金	
1 教育総務費 補助金	245	1 多子世帯子育て支援事業県補助金（私学助成）	
4 選挙費委託 金	3,781	1 熊本県議会議員選挙委託金	
1 繰越金	130,242	1 繰越金	

(款) 20 諸 収 入
(項) 6 雑 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	4	雑 入	187,175	2,917	190,092
21	市 債		1,215,400	526,338	1,741,738
	1	市 債	1,215,400	526,338	1,741,738
	1	総 務 債	0	4,200	4,200
	9	教 育 債	54,800	503,100	557,900
	13	臨時財政対策債	640,000	19,038	659,038

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
3	実費徴収金	1,890	1 検診費実費徴収金
8	雑入	1,027	1 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 80 2 雑入(くらしいきいき課) 1,000 3 災害復旧応援職員派遣経費負担金 △53
8	低公害車導入事業債	4,200	1 低公害車導入事業債
1	義務教育施設整備事業債	503,100	1 小学校施設整備事業債
1	臨時財政対策債	19,038	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	204,103	716	204,819		716
1	議会費	204,103	716	204,819		716
1	議会費	204,103	716	204,819		716

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	29	1 議員人件費	402
		期末手当	(402)
3 職員手当等	503	2 議会事務局人件費	314
		一般職給	(29)
4 共 済 費	184	期末勤勉手当	(101)
		共済組合負担金	(184)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	1,778,454	12,904	1,791,358	8,819	4,085
1 総務管理費	1,297,882	3,793	1,301,675	5,038	△1,245
1 一般管理費	752,285	1,672	753,957	県支出金 △109 地方債 4,200 その他 △53	△2,366

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	576	1 秘書広報課人件費	302
		一般職給	(48)
3 職員手当等	488	期末勤勉手当	(127)
		共済組合負担金	(127)
4 共 済 費	608	2 特別職人件費	101
		期末手当	(90)
		共済組合負担金	(11)
		3 総務課人件費	△725
		一般職給	(△895)
		扶養手当	(92)
		地域手当	(2)
		住居手当	(△105)
		通勤手当	(29)
		期末勤勉手当	(419)
		児童手当	(△15)
		共済組合負担金	(△252)
		4 政策企画課人件費	2,270
		一般職給	(1,134)
		扶養手当	(122)
		住居手当	(140)
		通勤手当	(△10)
		期末勤勉手当	(132)
		児童手当	(90)
		共済組合負担金	(662)
		5 財政課人件費	422
		一般職給	(70)
		扶養手当	(△58)
		地域手当	(△9)
		住居手当	(243)
		通勤手当	(△38)
		期末勤勉手当	(155)
		共済組合負担金	(59)
		6 情報推進室人件費	7
		一般職給	(28)
		期末勤勉手当	(52)
		共済組合負担金	(△73)
		7 ぐらしいきいき課人件費	539
		一般職給	(108)
		期末勤勉手当	(221)
		共済組合負担金	(210)
		8 会計課人件費	177
		一般職給	(36)
		期末勤勉手当	(94)
		共済組合負担金	(47)
		9 契約検査室人件費	△1,131
		一般職給	(15)
		期末勤勉手当	(△1,078)
		共済組合負担金	(△68)
		10 公共施設マネジメント推進室人件費	33

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	財政管理費	7,651	1,188	8,839			1,188
7	企 画 費	241,658	1,000	242,658	その他 1,000		
13	男女共同参 画推進費	17,900	△67	17,833			△67

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		一般職給	(13)
		期末勤勉手当	(40)
		共済組合負担金	(△20)
		11 災害支援費（人件費）	138
		時間外手当	(138)
		12 空家対策推進室人件費	△461
		一般職給	(19)
		住居手当	(△243)
		通勤手当	(△176)
		期末勤勉手当	(34)
		共済組合負担金	(△95)
13 委 託 料	1,188	1 財政管理費	1,188
		その他委託料	(1,188)
		財務会計システム改修委託料	(1,188)
13 委 託 料	1,000	1 市民応援事業費	1,000
		その他委託料	(1,000)
		緑化講習会業務委託料	(1,000)
2 給 料	10	1 男女共同参画推進室人件費	△67
		一般職給	(10)
3 職員手当等	42	期末勤勉手当	(42)
4 共 済 費	△119	共済組合負担金	(△119)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	254,050	4,462	258,512		4,462
1	1 税務総務費	183,575	590	184,165		590
2	2 賦課徴収費	70,475	3,872	74,347		3,872

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,741	1 税務総務費（税務課臨時及び非常勤職員雇用） 415 健康労働保険料 (58)
3 職員手当等	468	賃金 (357)
4 共 済 費	1,506	2 税務総務費（税務課人件費） △208 一般職給 (△1,832)
7 賃 金	357	時間外手当 (717) 期末勤勉手当 (△135) 共済組合負担金 (1,042)
		3 税務総務費（収納課人件費） 383 一般職給 (91) 期末勤勉手当 (△114) 共済組合負担金 (406)
13 委 託 料	972	1 賦課事務費 2,900 返還金 (2,900)
23 償還金、利 子及び割引 料	2,900	2 地方税共通納税システム対応事業費 972 その他委託料 (972) 地方税共通納税システム対応委託料 (972)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	156,733	746	157,479		746
1	戸籍住民基本台帳費	156,733	746	157,479		746

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	160	1 市民サービスセンター（人件費）	209
		一般職給	(53)
3 職員手当等	351	扶養手当	(45)
		期末勤勉手当	(80)
4 共 済 費	235	共済組合負担金	(31)
		2 戸籍住民基本台帳費（人件費）	537
		一般職給	(107)
		通勤手当	(△38)
		期末勤勉手当	(264)
		共済組合負担金	(204)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選挙費	26,173	3,736	29,909	3,781	△45
	1 選挙管理委員会費	22,485	△45	22,440		△45
	6 熊本県議会議員選挙費	2,736	3,781	6,517	県支出金 3,781	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	24	1 選挙管理委員会費（人件費）	△45
		一般職給	(24)
3 職員手当等	56	期末勤勉手当	(56)
4 共済費	△125	共済組合負担金	(△125)
1 報酬	167	1 熊本県議会議員選挙費	3,305
		非常勤職員報酬	(167)
3 職員手当等	476	賃金	(372)
		食糧費	(2)
7 賃金	372	郵便料	(2,644)
		電話料	(1)
11 需用費	2	借上料	(119)
12 役務費	2,645	2 熊本県議会議員選挙費（人件費）	476
		時間外手当	(476)
14 使用料及び賃借料	119		

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	19,011	56	19,067		56
1	統計調査総務費	13,232	56	13,288		56

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	13	1 統計調査総務費 (人件費) 56
3 職員手当等	36	一般職給 (13)
4 共済費	7	期末勤勉手当 (36)
		共済組合負担金 (7)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	24,605	111	24,716		111
	1 監査委員費	24,605	111	24,716		111

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	13	1 監査委員費（人件費） 一般職給	111 (13)
3 職員手当等	56	期末勤勉手当	(56)
4 共済費	42	共済組合負担金	(△63)
		健康労働保険料	(105)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,407,453	139,949	10,547,402	35,399	104,550
1 社会福祉費	4,927,767	77,382	5,005,149	△3,280	80,662
1 社会福祉総務費	1,674,116	6,444	1,680,560	国庫補助金 △109	6,553
6 人権啓発推進費	29,981	99	30,080		99
7 人権啓発センター費	40,820	57	40,877		57
8 国民年金費	9,732	1,546	11,278	国庫補助金 1,114	432

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	120	1 社会福祉総務費（産休・育休代替職員雇用） 健康労働保険料 630 賃金 (88)
3 職員手当等	463	2 国民健康保険特別会計繰出金 (542) 特別会計繰出金 1,374 国民健康保険特別会計繰出金 (1,374)
4 共 済 費	429	3 介護保険特別会計繰出金 881 特別会計繰出金 (881)
7 賃 金	542	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金 (881)
8 報 償 費	△584	4 老人保健特別会計訴訟関連費 △761 報償金 (△584)
9 旅 費	△69	普通旅費 (△69)
11 需 用 費	△71	消耗品費 (△71)
12 役 務 費	△37	郵便料 (△17) 手数料 (△20)
23 償還金、利 子及び割引 料	3,396	5 住居確保給付金事業費 返還金 1,418 6 生活困窮者自立相談支援事業費 返還金 (1,418) 1,978 (1,978)
28 繰 出 金	2,255	7 社会福祉総務費（福祉課人件費） 一般職給 (120) 扶養手当 (79) 住居手当 (105) 通勤手当 (△16) 期末勤勉手当 (191) 児童手当 (80) 共済組合負担金 (336)
		8 社会福祉総務費（健康生活課人件費） 期末勤勉手当 (24) 共済組合負担金 (5)
2 給 料	16	1 人件費（人権啓発推進室） 一般職給 99 住居手当 (16)
3 職員手当等	△1	期末勤勉手当 (△66)
4 共 済 費	84	共済組合負担金 (65) (84)
2 給 料	7	1 人権啓発センター運営管理費（人件費） 一般職給 57 期末勤勉手当 (7)
3 職員手当等	18	共済組合負担金 (18)
4 共 済 費	32	(32)
2 給 料	20	1 国民年金事務費 1,437 その他委託料 (1,437)
3 職員手当等	34	国民年金システム改修委託料 (1,437)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	9	福祉手当費	27,744	369	28,113	369
	12	婦人保護事業費	2,149	70	2,219	70
	13	障害者自立支援給付費	1,520,767	42,738	1,563,505	42,738
	15	障害者地域生活支援事業費	71,086	△5,692	65,394	国庫補助金 △2,857 県支出金 △1,428 △1,407
	16	後期高齢者医療費	1,118,452	31,751	1,150,203	31,751

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共 済 費	55	2 国民年金費（人件費）	109
		一般職給	(20)
13 委 託 料	1,437	期末勤勉手当	(34)
		共済組合負担金	(55)
23 償還金、利 子及び割引 料	369	1 特別障害者手当等給付費 返還金	369 (369)
23 償還金、利 子及び割引 料	70	1 婦人相談員設置事業費 返還金	70 (70)
23 償還金、利 子及び割引 料	42,738	1 障害者福祉総務費 返還金	642 (642)
		2 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 返還金	15,225 (15,225)
		3 自立支援医療費支給事業費 返還金	17,295 (17,295)
		4 相談支援給付費等支給事業費 返還金	6,546 (6,546)
		5 障害者補装具給付費 返還金	1,326 (1,326)
		6 療養介護医療費支給事業費 返還金	1,704 (1,704)
2 給 料	△3,286	1 巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）	23
		一般職給	(5)
3 職員手当等	△1,381	期末勤勉手当	(15)
		共済組合負担金	(3)
4 共 済 費	△1,025	2 巡回相談支援事業費（給与費）（児童生徒支援分）	△5,715
		一般職給	(△3,291)
		住居手当	(△324)
		通勤手当	(△155)
		時間外手当	(△118)
		期末勤勉手当	(△799)
		共済組合負担金	(△1,028)
19 負担金、補 助及び交付 金	31,461	1 後期高齢者医療費 各種負担金	31,461 (31,461)
		療養給付費追加負担金（過年度）	(31,461)
28 繰 出 金	290	2 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金	290 (290)
		後期高齢者医療特別会計繰出金	(290)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,856,568	20,998	3,877,566	15,876	5,122
1	児童福祉総務費	876,609	651	877,260	国庫補助金 872 県支出金 872	△1,093
2	児童措置費	2,811,343	21,222	2,832,565	国庫補助金 8,451 県支出金 5,681	7,090
5	清里保育園費	119,405	△875	118,530		△875

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,049	1 特別保育事業費 373 事業運営委託料 (373)
3 職員手当等	84	2 病児・病後児保育事業費 2,244 事業運営委託料 (2,244)
4 共 済 費	△1	3 児童福祉総務費（人件費） 699 一般職給 (98)
13 委 託 料	2,617	通勤手当 (173) 共済組合負担金 (428) 4 児童福祉総務費（子育て支援課任期付職員人件費） △56 一般職給 (9) 期末勤勉手当 (△89) 共済組合負担金 (24) 5 児童手当費（人件費） △2,609 一般職給 (△2,156) 共済組合負担金 (△453)
19 負担金、補助及び交付金	21,222	1 特定教育・保育施設型給付費 21,222 各種負担金 (21,222) 市外施設型給付費（私立） (21,222)
2 給 料	△725	1 清里保育園費（人件費） 238 一般職給 (24)
3 職員手当等	△28	住居手当 (100) 通勤手当 (17)
4 共 済 費	△122	共済組合負担金 (97) 2 清里保育園費（人件費）（任期付職員） △1,113 一般職給 (△749) 通勤手当 (△145) 共済組合負担金 (△219)

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,623,114	41,569	1,664,683	22,803	18,766
1	生活保護総務費	87,016	518	87,534		518
2	扶助費	1,536,098	41,051	1,577,149	国庫補助金 22,803	18,248

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△65	1 生活保護総務費（人件費）	518
3 職員手当等	315	一般職給	(△65)
4 共済費	268	扶養手当	(81)
		期末勤勉手当	(234)
		共済組合負担金	(268)
20 扶助費	30,404	1 生活保護費	41,051
23 償還金、利子及び割引料	10,647	扶助費	(30,404)
		返還金	(10,647)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,423,493	2,456	2,425,949	1,970	486
1	保健衛生費	511,579	△3,062	508,517	1,890	△4,952
1	保健衛生総務費	145,712	△8,979	136,733		△8,979
5	公害対策費	27,638	51	27,689		51
10	保健事業費	47,553	5,866	53,419	その他 1,890	3,976

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△7,099	1 衛生総務費（人件費）	73
		一般職給	(10)
3 職員手当等	△553	期末勤勉手当	(52)
		共済組合負担金	(11)
4 共 済 費	△1,327	2 保健総務費（人件費）	△9,111
		一般職給	(△7,124)
		扶養手当	(△279)
		住居手当	(△66)
		通勤手当	(△21)
		期末勤勉手当	(△396)
		児童手当	(120)
		共済組合負担金	(△1,345)
		3 保健総務費（健康生活課任期付職員人件費）	59
		一般職給	(15)
		期末勤勉手当	(37)
		共済組合負担金	(7)
2 給 料	28	1 公害対策費（人件費）	62
		一般職給	(19)
3 職員手当等	11	期末勤勉手当	(35)
		共済組合負担金	(8)
4 共 済 費	12	2 公害対策費（任期付職員人件費）	△11
		一般職給	(9)
		扶養手当	(35)
		住居手当	(△103)
		通勤手当	(△51)
		期末勤勉手当	(35)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(4)
13 委 託 料	5,675	1 健康増進事業費	191
		返還金	(191)
23 償還金、利 子及び割引 料	191	2 がん検診推進事業費	536
		その他委託料	(536)
		子宮頸がん検診委託料	(151)
		乳がん検診委託料	(385)
		3 複合健診事業費	5,139
		その他委託料	(5,139)
		健診診査委託料	(87)
		胃がん検診委託料	(1,926)
		子宮頸がん検診委託料	(1,347)
		乳がん検診委託料	(551)
		大腸がん検診委託料	(826)
		肝炎ウイルス検査委託料	(190)
		ピロリ菌検査委託料	(212)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,217,068	1,360	1,218,428	80	1,280
1	清掃総務費	61,378	292	61,670		292
2	塵芥処理費	809,566	405	809,971	その他 80	325
3	し尿処理費	346,124	663	346,787		663

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	58	1 清掃総務費（人件費）	292
3 職員手当等	149	一般職給	(58)
4 共済費	85	期末勤勉手当	(149)
		共済組合負担金	(85)
2 給料	60	1 RDFセンター費（人件費）	80
3 職員手当等	217	一般職給	(16)
4 共済費	128	期末勤勉手当	(30)
		共済組合負担金	(34)
		2 塵芥処理費（人件費）	325
		一般職給	(44)
		期末勤勉手当	(187)
		共済組合負担金	(94)
2 給料	25	1 し尿処理費（臨時及び非常勤職員雇用）	509
3 職員手当等	84	健康労働保険料	(74)
4 共済費	119	賃金	(435)
7 賃金	435	2 し尿処理費（人件費）	154
		一般職給	(25)
		期末勤勉手当	(84)
		共済組合負担金	(45)

(款) 4 衛生費
(項) 4 上水道費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	上水道費	188,942	4,158	193,100		4,158
	1 水道事業会計支出金	188,942	4,158	193,100		4,158

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	4,158	1 水道事業会計支出金 補助金 水道事業会計支出金	4,158 (4,158) (4,158)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	543,589	8,458	552,047		8,458
1 農業費	271,248	8,431	279,679		8,431
1 1 農業委員会費	44,041	92	44,133		92
2 農業総務費	63,445	497	63,942		497
7 耕地費	92,826	7,842	100,668		7,842

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	15	1 農業委員会費（人件費）	92
		一般職給	(15)
3 職員手当等	64	期末勤勉手当	(64)
		共済組合負担金	(13)
4 共済費	13		
2 給料	59	1 農業総務費（農林水産課人件費）	474
		一般職給	(54)
3 職員手当等	177	期末勤勉手当	(161)
		宿日直手当	(1)
4 共済費	261	共済組合負担金	(258)
		2 農業総務費（農林水産課任期付職員人件費）	23
		一般職給	(5)
		期末勤勉手当	(15)
		共済組合負担金	(3)
2 給料	30	1 耕地費	7,775
		補助金	(7,775)
3 職員手当等	29	生産施設助成金（道路）	(3,872)
		生産施設助成金（水路）	(3,903)
4 共済費	8	2 耕地費（人件費）	67
		一般職給	(30)
19 負担金、補助及び交付金	7,775	扶養手当	(△52)
		住居手当	(108)
		通勤手当	(△68)
		期末勤勉手当	(41)
		共済組合負担金	(8)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	36,432	27	36,459		27
1	水産業総務費	7,081	27	7,108		27

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	4	1 水産業総務費（人件費） 27
3 職員手当等	19	一般職給 (4)
4 共済費	4	期末勤勉手当 (19)
		共済組合負担金 (4)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		397,967	610	398,577		610
1	商工費	397,967	610	398,577		610
	1 商工総務費	84,831	610	85,441		610

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	248	1 産業振興課人件費	610
		一般職給	(248)
3 職員手当等	49	住居手当	(△189)
		通勤手当	(△12)
4 共 済 費	313	期末勤勉手当	(250)
		共済組合負担金	(318)
		健康労働保険料	(△5)

(款) 8 土木費
(項) 1 土木管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	2,045,879	△2,778	2,043,101		△2,778
1 土木管理費	82,013	△2,594	79,419		△2,594
1 土木総務費	82,013	△2,594	79,419		△2,594

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△2,227	1 土木総務費（土木課人件費）	△2,932
		一般職給	(△2,259)
3 職員手当等	△146	扶養手当	(△58)
		通勤手当	(26)
4 共 済 費	△221	期末勤勉手当	(△232)
		共済組合負担金	(△409)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	338
		一般職給	(32)
		期末勤勉手当	(118)
		共済組合負担金	(188)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	664,991	△1,024	663,967		△1,024
	2	道路維持費	168,188	300	168,488		300
	3	道路新設改良費	482,641	△1,324	481,317		△1,324

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	39	1 道路維持費（人件費）	300
3 職員手当等	84	一般職給	(39)
4 共済費	177	期末勤勉手当	(84)
		共済組合負担金	(177)
2 給料	△1,056	1 道路新設改良事業費（人件費）	△1,324
3 職員手当等	△279	一般職給	(△1,056)
4 共済費	11	通勤手当	(△10)
		期末勤勉手当	(△269)
		共済組合負担金	(11)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	703,474	635	704,109		635
1	都市計画総務費	410,340	289	410,629		289
2	土地区画整理費	227,697	346	228,043		346

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	43	1 都市計画総務費（人件費） 289 一般職給 (43)
3 職員手当等	156	扶養手当 (61) 期末勤勉手当 (95)
4 共 済 費	90	共済組合負担金 (90)
28 繰 出 金	346	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 346 特別会計繰出金 (346) 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (346)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	306,237	205	306,442		205
	1 住宅管理費	306,237	205	306,442		205

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	36	1 住宅総務費（人件費）	205
3 職員手当等	72	一般職給	(36)
4 共 済 費	97	期末勤勉手当	(72)
		共済組合負担金	(97)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
9	消 防 費	645,817	1,035	646,852		1,035
	1 消 防 費	645,817	1,035	646,852		1,035
	2 非常備消防費	67,720	461	68,181		461
	4 水 防 費	1,011	1	1,012		1
	5 災害対策費	18,156	573	18,729		573

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	392	1 消防団員費（人件費）	461
		一般職給	(392)
3 職員手当等	22	期末勤勉手当	(22)
		共済組合負担金	(47)
4 共済費	47		
3 職員手当等	1	1 水防費（土木課人件費）	1
		宿日直手当	(1)
1 報酬	120	1 防災情報伝達システム設備整備事業費	174
		非常勤職員報酬	(120)
2 給料	163	費用弁償	(27)
		普通旅費	(27)
3 職員手当等	182	2 災害対策費（任期付職員人件費）	399
		一般職給	(163)
4 共済費	54	扶養手当	(183)
		通勤手当	(△28)
9 旅費	54	期末勤勉手当	(27)
		共済組合負担金	(54)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,367,080	663,877	2,030,957	529,085	134,792
1	教育総務費	227,037	2,641	229,678	846	1,795
2	事務局費	222,373	2,641	225,014	国庫補助金 601 県支出金 245	1,795

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△2,150	1 幼稚園就園奨励費管理費 補助金	2,294 (2,294)
3 職員手当等	2,609	幼稚園就園奨励費補助金 幼稚園就園奨励費補助金(県多子拡充)	(1,802) (492)
4 共済費	△112	2 教育振興課管理費(人件費) 一般職給	307 (△2,150)
19 負担金、補助及び交付金	2,294	住居手当 期末勤勉手当 共済組合負担金 3 教育長人件費 期末手当 共済組合負担金	(11) (2,565) (△119) 40 (33) (7)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	327,862	651,329	979,191	528,239	123,090
1	小学校管理費	243,208	651,329	894,537	国庫補助金 25,139 地方債 503,100	123,090

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	21	1 小学校教室用エアコン整備事業費	651,345
		工事請負費	(651,345)
4 共 済 費	△37	2 小学校管理費（人件費）	△16
		期末勤勉手当	(21)
15 工事請負費	651,345	共済組合負担金	(△37)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	235,685	726	236,411		726
1	社会教育総務費	148,373	377	148,750		377
4	少年指導センター費	10,812	349	11,161		349

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△165	1 社会教育振興費（人件費）	377
3 職員手当等	242	一般職給	(△165)
4 共 済 費	300	扶養手当	(80)
		期末勤勉手当	(152)
		児童手当	(10)
		共済組合負担金	(300)
2 給 料	4	1 少年指導センター費（人件費）	349
3 職員手当等	287	一般職給	(4)
4 共 済 費	58	期末勤勉手当	(287)
		共済組合負担金	(58)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	5	保健体育費	404,053	9,181	413,234	9,181
	1	保健体育総務費	23,320	132	23,452	132
	3	学校給食費	280,564	9,049	289,613	9,049

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	37	1 保健体育総務費（人件費）	132
		一般職給	(37)
3 職員手当等	45	期末勤勉手当	(45)
		共済組合負担金	(50)
4 共 済 費	50		
2 給 料	10	1 給食センター整備推進事業費	9,000
		工事施工に伴う委託料	(9,000)
3 職員手当等	54	2 給食センター管理費（人件費）	49
		一般職給	(10)
4 共 済 費	△15	通勤手当	(△9)
		期末勤勉手当	(63)
13 委 託 料	9,000	共済組合負担金	(△15)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		111,094	9,812	120,906		9,812
1	農林水産施設災害復旧費	2,380	9,741	12,121		9,741
1	農業災害復旧費	2,380	9,741	12,121		9,741

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	9,741	1 現年農林水産災害復旧事業費 工事請負費	9,741 (9,741)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	土木施設災害復旧費	108,714	71	108,785		71
1	土木災害復旧費	108,714	71	108,785		71

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	5	1 土木災害復旧費（人件費）	71
		一般職給	(5)
3 職員手当等	34	期末勤勉手当	(34)
		共済組合負担金	(32)
4 共 済 費	32		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	5,936	51	24,755	4,685	29,440	
	議 員	18	83,988		26,562		110,550	31,589	142,139	
	その他	1,654	289,500	7,080	2,240		298,820	18,473	317,293	
	計	1,674	373,488	25,848	34,738	51	434,125	54,747	488,872	
補正額	長 等				90		90	11	101	
	議 員				402		402		402	
	その他	11	287		33		320	7	327	
	計	11	287		525		812	18	830	
計	長 等	2		18,768	6,026	51	24,845	4,696	29,541	
	議 員	18	83,988		26,964		110,952	31,589	142,541	
	その他	1,665	289,787	7,080	2,273		299,140	18,480	317,620	
	計	1,685	373,775	25,848	35,263	51	434,937	54,765	489,702	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (1)		1,204,794	775,812	1,980,606	390,124	2,370,730	
補正額	△ 1 ()		△ 18,319	5,085	△ 13,234	1,967	△ 11,267	
計	349 (1)		1,186,475	780,897	1,967,372	392,091	2,359,463	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	36,366	1,003	21,442	17,035	1,883	59,132
	補正額	331	△ 7	△ 389	△ 532		1,213
	計	36,697	996	21,053	16,503	1,883	60,345
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	89	17,943	458,758	22,095	140,066	775,812
	補正額	2		4,122	345		5,085
	計	91	17,943	462,880	22,440	140,066	780,897

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,016,526	6,463,139	(405,400) 540,100	507,300	(405,400) 1,047,400
(1) 土木	1,830,416	1,744,475	(151,200) 360,700		(151,200) 360,700
(2) 教育	1,521,965	1,419,381	(228,100) 54,800	503,100	(228,100) 557,900
(3) 公営住宅	1,221,142	1,151,793	68,500		68,500
(4) 社会及び労働					
(5) 保健衛生	644,368	648,554	(11,100)		(11,100)
(6) その他	1,798,635	1,498,936	(15,000) 56,100	4,200	(15,000) 60,300
2. 災害復旧費	9,980	10,547	35,300		35,300
(1) 土木	9,728	10,345	35,300		35,300
(2) 農林水産	252	202			
(3) その他					
3. 枠外債					
4. 減税補填債	191,221	149,325			
5. 臨時税収補填債	21,183				
6. 臨時財政対策債	8,292,642	8,375,981	640,000	19,038	659,038
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	2,179				
合 計	15,533,731	14,998,992	(405,400) 1,215,400	526,338	(405,400) 1,741,738

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(405,400)		(405,400)
790,934		790,934	6,212,305	507,300	6,719,605
			(151,200)		(151,200)
189,173		189,173	1,916,002		1,916,002
			(228,100)		(228,100)
118,517		118,517	1,355,664	503,100	1,858,764
124,805		124,805	1,095,488		1,095,488
			(11,100)		(11,100)
27,378		27,378	621,176		621,176
			(15,000)		(15,000)
331,061		331,061	1,223,975	4,200	1,228,175
252		252	45,595		45,595
202		202	45,443		45,443
50		50	152		152
42,407		42,407	106,918		106,918
642,165		642,165	8,373,816	19,038	8,392,854
			(405,400)		(405,400)
1,475,758		1,475,758	14,738,634	526,338	15,264,972

平成 3 0 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）

平成 3 0 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 2 1, 3 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		761,322	1,374	762,696
	1 他会計繰入金	661,322	1,374	662,696
歳入	合計	7,719,934	1,374	7,721,308

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		111,365	1,374	112,739
	1 総務管理費	94,985	1,374	96,359
歳 出	合 計	7,719,934	1,374	7,721,308

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	761,322	1,374	762,696
歳入合計	7,719,934	1,374	7,721,308

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	111,365	1,374	112,739
歳出合計	7,719,934	1,374	7,721,308

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				1,374
				1,374

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	761,322	1,374	762,696
1	他会計繰入金	661,322	1,374	662,696
1	一般会計繰入金	661,322	1,374	662,696

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	1,374	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	1		総 務 費	111,365	1,374	112,739		1,374
	1		総務管理費	94,985	1,374	96,359		1,374
		1	一般管理費	92,727	1,374	94,101		1,374

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	102	1 一般管理費	270
		その他委託料	(270)
3 職員手当等	46	国保事業報告システム改修業務委託料	(270)
		2 国保会計・人件費	1,104
4 共 済 費	956	一般職給	(102)
		扶養手当	(50)
13 委 託 料	270	住居手当	(△88)
		通勤手当	(△46)
		期末勤勉手当	(130)
		共済組合負担金	(956)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	12 ()		36,705	24,434	61,139	12,267	73,406	
補正額	()		102	46	148	956	1,104	
計	12 ()		36,807	24,480	61,287	13,223	74,510	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	918		1,494	376	150	6,373
	補正額	50		△ 88	△ 46		
	計	968		1,406	330	150	6,373
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			14,163	960		24,434
	補正額			130			46
	計			14,293	960		24,480

平成 3 0 年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）

平成 3 0 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 9 7 5, 5 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,174,851	144	1,174,995
	1 介護保険料	1,174,851	144	1,174,995
4 国庫支出金		1,428,740	239	1,428,979
	2 国庫補助金	459,693	239	459,932
6 県支出金		781,672	119	781,791
	3 県補助金	45,676	119	45,795
9 繰入金		836,806	881	837,687
	1 一般会計繰入金	836,805	881	837,686
歳入合計		5,951,910	1,383	5,953,293

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		159,142	1,383	160,525
	1 総務管理費	101,933	1,383	103,316
歳出	合計	5,951,910	1,383	5,953,293

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(保険事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	1,174,851	144	1,174,995
4 国庫支出金	1,428,740	239	1,428,979
6 県支出金	781,672	119	781,791
9 繰入金	836,806	881	837,687
歳入合計	5,951,910	1,383	5,953,293

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	159,142	1,383	160,525
歳出合計	5,951,910	1,383	5,953,293

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
239	119		144	881
239	119		144	881

2 歳 入

(款) 1 保 険 料
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	1,174,851	144	1,174,995
1	1 介 護 保 険 料	1,174,851	144	1,174,995
	1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,174,851	144	1,174,995
4	国 庫 支 出 金	1,428,740	239	1,428,979
	2 国 庫 補 助 金	459,693	239	459,932
	10 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	48,403	239	48,642
6	県 支 出 金	781,672	119	781,791
	3 県 補 助 金	45,676	119	45,795
	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	24,201	119	24,320
9	繰 入 金	836,806	881	837,687
	1 一 般 会 計 繰 入 金	836,805	881	837,686
	2 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	119,857	762	120,619
	7 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 (総 合 以 外)	24,201	119	24,320

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分特別徴収保険料	144	1 現年度分特別徴収保険料	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	239	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	119	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 職員給与費等繰入金	762	1 職員給与費等繰入金	
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	119	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			159,142	1,383	160,525	502	881
	1	総務管理費		101,933	1,383	103,316	502	881
		1	一般管理費	101,808	1,383	103,191	国庫補助金 239 県支出金 119 その他 144	881

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	156	1 地域包括支援センター人件費（産休・育休代替職員雇用）	589
		健康労働保険料	(88)
3 職員手当等	192	賃金	(501)
		2 介護保険特別会計（人件費）	762
4 共 済 費	534	一般職給	(102)
		扶養手当	(74)
7 賃 金	501	期末勤勉手当	(175)
		児童手当	(60)
		共済組合負担金	(351)
		3 地域包括支援センター（人件費）	32
		一般職給	(54)
		扶養手当	(14)
		通勤手当	(△4)
		期末勤勉手当	(△167)
		児童手当	(40)
		共済組合負担金	(95)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	16 ()		51,021	30,286	81,307	16,383	97,690	
補正額	()		156	192	348	446	794	
計	16 ()		51,177	30,478	81,655	16,829	98,484	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	2,530		1,752	857	6	2,139
	補正額	88			△ 4		
	計	2,618		1,752	853	6	2,139
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額		516	19,946	2,540		30,286
	補正額			8	100		192
	計		516	19,954	2,640		30,478

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第3号）

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 322千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 781,
393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補
正」による。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		244,977	290	245,267
	1 一般会計繰入金	244,977	290	245,267
6 諸収入		31,754	32	31,786
	5 雑 入	7,676	32	7,708
歳 入 合 計		781,071	322	781,393

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48,114	322	48,436
	1 総務管理費	44,060	322	44,382
歳 出	合 計	781,071	322	781,393

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	244,977	290	245,267
6 諸収入	31,754	32	31,786
歳入合計	781,071	322	781,393

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	48,114	322	48,436
歳出合計	781,071	322	781,393

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	244,977	290	245,267
1	一般会計繰入金	244,977	290	245,267
1	1 事務費繰入金	40,838	290	41,128
6	諸収入	31,754	32	31,786
5	雑収入	7,676	32	7,708
3	3 雑収入	7,675	32	7,707

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費繰入金	290	1 事務費繰入金
1 雑入	32	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	48,114	322	48,436	32	290
	1		総務管理費	44,060	322	44,382	32	290
		1	一般管理費	44,060	322	44,382	その他 32	290

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	39	1 一般管理費（健康生活課人件費）	322
		一般職給	(39)
3 職員手当等	96	期末勤勉手当	(96)
		共済組合負担金	(187)
4 共 済 費	187		

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ()		18,215	11,011	29,226	6,147	35,373	
補正額	()		39	96	135	187	322	
計	5 ()		18,254	11,107	29,361	6,334	35,695	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	834			377	3	1,822
	補正額						
	計	834			377	3	1,822
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			7,315	660		11,011
	補正額			96			96
	計			7,411	660		11,107

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120,346
千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,
231,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補
正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1
項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費
は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		498,000	60,000	558,000
	1 国庫補助金	498,000	60,000	558,000
5 繰入金		144,497	346	144,843
	1 他会計繰入金	144,497	346	144,843
8 市債		438,200	60,000	498,200
	1 市債	438,200	60,000	498,200
歳入合計		1,110,697	120,346	1,231,043

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		82,814	346	83,160
	1 総務管理費	82,814	346	83,160
2 事業費		1,026,000	120,000	1,146,000
	1 南新地事業費	1,026,000	120,000	1,146,000
歳 出	合 計	1,110,697	120,346	1,231,043

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	640,539
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	134,272
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（単独費）	16,215

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画 事業	千円 438,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる ものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合により 繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	千円 498,200	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	498,000	60,000	558,000
5 繰入金	144,497	346	144,843
8 市債	438,200	60,000	498,200
歳入合計	1,110,697	120,346	1,231,043

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	82,814	346	83,160
2 事業費	1,026,000	120,000	1,146,000
歳出合計	1,110,697	120,346	1,231,043

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				346
60,000		60,000		
60,000		60,000		346

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	498,000	60,000	558,000
1	国庫補助金	498,000	60,000	558,000
1	土木費国庫補助金	498,000	60,000	558,000
5	繰入金	144,497	346	144,843
1	他会計繰入金	144,497	346	144,843
1	一般会計繰入金	144,497	346	144,843
8	市 債	438,200	60,000	498,200
1	市 債	438,200	60,000	498,200
1	土木債	438,200	60,000	498,200

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 区画整理国庫補助金	60,000	1 社会資本整備総合交付金
1 一般会計繰入金	346	1 一般会計繰入金
2 都市計画事業債	60,000	1 都市計画事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	総務費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総務費	82,814	346	83,160		346
	1 総務管理費	82,814	346	83,160		346
	1 一般管理費	82,814	346	83,160		346

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	34	1 南新地特別会計・人件費	346
		一般職給	(34)
3 職員手当等	241	扶養手当	(94)
		期末勤勉手当	(72)
4 共 済 費	71	児童手当	(75)
		共済組合負担金	(71)

(款) 2 事業費
 (項) 1 南新地事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 事業費	1,026,000	120,000	1,146,000	120,000	
1 南新地事業費	1,026,000	120,000	1,146,000	120,000	
1 南新地事業費	1,026,000	120,000	1,146,000	国庫補助金 60,000 地方債 60,000	

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	120,000	1 社会資本整備総合交付金事業費 (都市再生区画整理) 工事請負費	120,000 (120,000)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	4 ()		13,422	8,777	22,199	4,433	26,632	
補正額	()		34	241	275	71	346	
計	4 ()		13,456	9,018	22,474	4,504	26,978	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	936		873	284		544
	補正額	94					
	計	1,030		873	284		544
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			5,400	740		8,777
	補正額			72	75		241
	計			5,472	815		9,018

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	9,400	101,200	(83,400) 438,200	60,000	(83,400) 498,200

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(83,400)		(83,400)
			539,400	60,000	599,400

平成30年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度荒尾市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成30年度荒尾市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「282,796千円」を「278,638千円」に、「92,316千円」を「88,158千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	363,284千円	4,158千円	367,442千円
第4項 補助金	151,993千円	4,158千円	156,151千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「188,942千円」を「193,100千円」に改める。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

平成30年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			363,284	4,158	367,442	
	4 補助金		151,993	4,158	156,151	
		1 補助金	151,993	4,158	156,151	経営戦略の策定に要する経費に対する補助金

平成30年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	38,242
減価償却費	379,168
固定資産除却費	3,250
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
引当金の増減額	3,661
長期前受金戻入額	△ 209,435
受取利息及び受取配当金	△ 74
支払利息	74,045
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 2,163
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	551
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 12,299
未払金の増減額 (△は減少)	6,066
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は増加)	0
小計	281,012
利息及び配当金の受取額	74
利息の支払額	△ 74,045
業務活動によるキャッシュ・フロー	207,041
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 376,795
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	13,333
一般会計からの繰入金による収入	142,818
負担金による収入	14,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 206,093
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	196,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 239,449
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,749
資金の増加額 (又は減少額)	△ 41,801
資金期首残高	815,629
資金期末残高	773,828

平成30年度 荒尾市水道事業予定損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	736,867		
	(2) 受託工事収益	2		
	(3) その他営業収益	2,431	739,300	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	266,795		
	(2) 配水及び給水費	91,543		
	(3) 受託工事費	0		
	(4) 総係費	183,528		
	(5) 減価償却費	379,168		
	(6) 資産減耗費	3,251		
	(7) その他営業費用	12	924,297	
	営業損失			184,997
3	営業外収益			
	(1) 受取利息	74		
	(2) 他会計補助金	50,282		
	(3) 長期前受金戻入	209,435		
	(4) 雑収益	30,046		
	(5) 補助金	7,500	297,337	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	74,045		
	(2) 雑支出	53	74,098	223,239
	経常利益			38,242
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	1		
	(2) 過年度損益修正益	1	2	
6	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	1		
	(2) 過年度損益修正損	1	2	0
	当年度純利益			38,242
	前年度繰越利益剰余金			40,755
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処分利益剰余金			78,997

平成30年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		235,616	
	ロ 建物	375,272		
	減価償却累計額	<u>△ 123,783</u>	251,489	
	ハ 構築物	11,740,476		
	減価償却累計額	<u>△ 4,897,791</u>	6,842,685	
	ニ 機械及び装置	1,734,839		
	減価償却累計額	<u>△ 992,774</u>	742,065	
	ホ 車両及び運搬具	0		
	減価償却累計額	<u>0</u>	0	
	ヘ 工具器具及び備品	37,919		
	減価償却累計額	<u>△ 27,069</u>	10,850	
	ト 建設仮勘定		421,684	
	有形固定資産合計		<u>8,504,389</u>	
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		81	
	ロ ダム使用権		<u>1,757,285</u>	
	無形固定資産合計		<u>1,757,366</u>	
	固定資産合計			<u>10,261,755</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		773,828	
(2)	未収金	56,206		
	未収金貸倒引当金	<u>△ 771</u>	55,435	
(3)	貯蔵品		3,736	
(4)	その他流動資産		0	
	流動資産合計		<u>832,999</u>	
	資産合計			<u><u>11,094,754</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		3,813,228	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	31,213		
ロ 修繕引当金	25,146	56,359	
固定負債合計			3,869,587
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		249,480	
(3) 未払金		200,890	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,916		
ロ 賞与引当金	3,512		
ハ 法定福利引当金	530	7,958	
(5) その他流動負債		1,048	
流動負債合計			459,376
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		5,410,016	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,461,553	
繰延収益合計			2,948,463
負債合計			<u>7,277,426</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,091,615	
資本金合計			3,091,615
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	325		
ハ 受贈財産評価額	25,621		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	329,557		
ロ 建設改良積立金	246,369		
ハ 当年度未処分利益剰余金	78,997		
利益剰余金合計		654,923	
剰余金合計			<u>725,713</u>
資本合計			<u>3,817,328</u>
負債資本合計			<u>11,094,754</u>

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故及び人身事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により別紙のとおり議会に報告する。

平成30年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

公用車による物損事故及び人身事故に係る損害賠償について

公用車による物損事故及び人身事故に係る損害賠償について、市は相手方と和解し、これに対する損害を賠償するため、次のとおり専決処分を行った。

専決処分の番号	専決処分の日	事故の概要	損害賠償の額	損害賠償の相手方
第4号	平成30年9月19日	平成30年8月14日午前11時頃、清掃事務所職員がリサイクルステーションに向かうため公用車を運転し、荒尾市万田233番地2前の十字路において旧第三小学校方向へ直進したところ、万田坑方向へ進行していた相手方普通乗用車の右後部ドア部分に接触し、損傷させたもの	452,003円	住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
第5号	平成30年11月16日	上記の事故において、運転者及び同乗者に損害を与えたもの	556,888円	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
第6号			792,051円	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
第7号			22,370円	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]